

証券コード 9247
2022年6月10日

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
東京サンケイビル15階
TREホールディングス株式会社
代表取締役社長 阿部光男

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止措置を講じたうえで開催いたしますが、ご来場される株主の皆様におかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をされませぬようお願いいたします。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページの「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルB館 地下1階 「AP浜松町」 Eルーム
（ご来場の際は末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第1期（2021年10月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
（注）当社の第1期事業年度は2021年10月1日から2022年3月31日までであります。当連結会計年度は2021年4月1日から2022年3月31日までであります。
2. 第1期（2021年10月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

以 上

◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◆当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承ください。

◆株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://tre-hd.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

◆本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://tre-hd.co.jp/ir/>）に掲載しております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◆ご来場の株主様におかれましては、入場時の非接触型体温計による検温、マスク着用や手指のアルコール消毒など、各種措置へのご協力をお願い申し上げます。

◆会場入口で非接触型体温計により検温を実施させていただいた際、体調不良と見受けられる方のご入場をお控えいただく場合がございます。




◆感染予防を目的とし、座席数を削減しているため、満席の際には入場をお断りする場合がございます。

◆本総会の役員、運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。

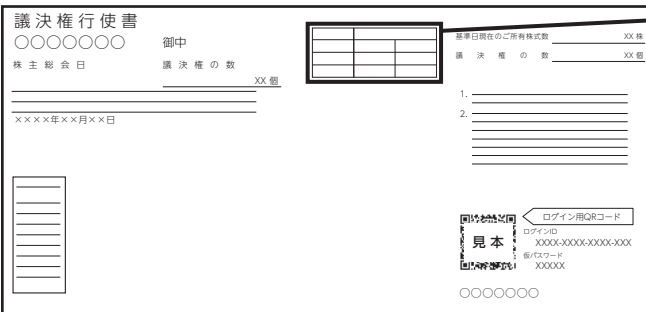


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

| | | |
|---|--|--|
|  <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午前10時 （受付開始：午前9時30分）</p> |  <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時到着分まで</p> |  <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月27日（月曜日） 午後5時入力完了分まで</p> |
|---|--|--|

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX股
XXXXXXXXXX月XX日
XXXXXXXXXX月XX日

投票日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX股

1. _____
2. _____

見本
ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

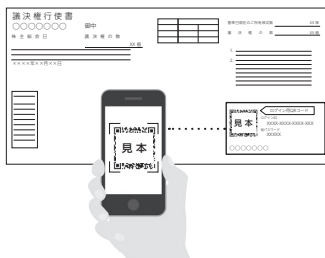
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

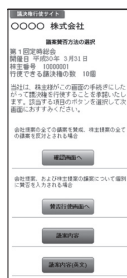
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

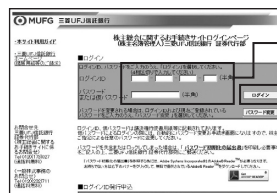
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

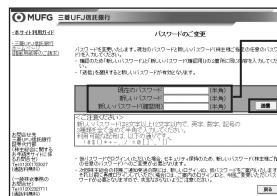
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会ライブ配信のご案内

当社では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、より多くの株主様に株主総会の様子をご覧いただけるよう、株主総会の“ライブ配信”を行いますので、是非ご視聴ください。

なお、ライブ配信はご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみの撮影としますが、会場でご質問される株主様の音声配信されるほか、やむを得ずご出席株主様が映りこむ可能性もございますので、予めご了承ください。

※ライブ配信では議決権行使やご質問等を行っていただくことはできません。議決権行使については、「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、事前に議決権を行使いただきますよう、お願いいたします。

配信
日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時より

視聴
方法

お持ちのパソコン・スマートフォンより下記URLの当社株主総会ホームページから、視聴ページへアクセスするか、QRコードを読み取って視聴ページへ直接アクセスしてご視聴ください。（QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

<https://tre-hd.co.jp/news/2022/index.html>

ID・パスワードについて

ご視聴には、下記のIDとパスワードの入力が必要です。

ID：

パスワード：

※ライブ配信をご視聴いただけるのは、当社株主名簿（2022年3月31日現在）に記載された株主様のみとさせていただきます。当該株主様以外のご視聴はご遠慮ください。

※上記のID及びパスワードを第三者に伝えること、映像や音声データの第三者への提供や公開、及びその複製・上映等はご遠慮ください。

※システムトラブル等のためにライブ配信を中止する場合等、ライブ配信に関して変更が生じた場合には当社株主総会ホームページにてお知らせいたします。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

ライブ配信当日の視聴に関するお問い合わせ

株式会社プロネクサス ライブ配信コールセンター

0120-970-835

受付日時：2022年6月28日(火曜日)株主総会当日 午前9時～株主総会終了まで

(提供書面)

事業報告

(2021年10月 1日から)
(2022年 3月31日まで)

※当社の第1期事業年度は、2021年10月1日から2022年3月31日までであります。当連結会計年度は2021年4月1日から2022年3月31日までであります。

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、2021年10月1日付で(株)タケエイとリバーホールディングス(株)の経営統合にともない、両社の共同持株会社として設立されました。地球の環境保全に貢献するべく、高度循環型社会の実現に向けたリサイクル事業の深化や、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー事業の推進、新たな技術開発やビジネスモデルを構築し、効率的かつスピーディーな事業展開を目指しております。

当連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の流行が続く中でも、ワクチン接種進展などに伴い、減速と回復を繰り返しながら概ね改善傾向にあります。企業の設備投資意欲は、変異株の拡大等により一時的に減退は見られたものの引き続き持ち直しつつあります。一方でロシア・ウクライナ情勢が世界や日本経済に及ぼす影響を見通すことは難しく、資源価格の高騰など先行きの不透明感が高まっています。

当社グループと関連の高い建設業界については、新設住宅着工戸数及び建設工事受注は引き続き回復基調にあります。また、鉄鉱石を主な原料とする高炉より、鉄スクラップを主な原料とする電炉の方が製鋼工程においてCO₂削減効果が見込めるとして、鉄スクラップの需要が増え、市場価格が高値推移しております。さらに、10月の急騰局面やロシア・ウクライナ情勢により両国からの鉄鋼関連商品の供給懸念が高まるなどにより、当連結会計年度末には64,500円/トン(東京製鐵(株)宇都宮工場特級価格)まで上昇しました。

このような状況下、廃棄物処理・再資源化事業における新型コロナウイルス感染症拡大による影響は軽微にとどまり、廃棄物の付加価値化、製品化などが奏功して収益が改善しました。

資源リサイクル事業においては、中間処理施設における分選別強化により有価物の回収量が増加したことと、高値で推移している資源相場との相乗効果で、廃棄物処理・再資源化事業と共に、全体の業績に大きく貢献しました。再生可能エネルギー事業においては、2021年4月より営業運転を開始した(株)田村バイオマスエナジーを含めた6発電所体制にて発電・売電を行うほか森林経営にも取り組んでおります。その他の事業においても、グループ間において相乗効果を図る製品開発、研究技術開発、クロスセリング等に積極的に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の売上高は68,234百万円、営業利益は7,659百万円、経常利益は7,547百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,742百万円となりました。

イ. 廃棄物処理・再資源化事業

当連結会計年度は、(株)タケエイにおける中間処理施設での廃棄物受入量は前連結会計年度比で増加し、有価物の分選別強化や固形燃料RPF、製鉄副資材「エコ・フォーム」といった搬出品の付加価値化、製品化などの収益改善策が功を奏し、営業利益は大きく増加しました。

その他、廃石膏ボードの再資源化を行う3社は、いずれも新築・解体案件の増加等により搬入量が増加し、大幅に増益となりました。(株)タケエイメタルは、スクラップ価格上昇や取扱量の増加等によって好調でした。イコールゼロ(株)は、災害廃棄物処理支援事業が大きく寄与したほか、本業の廃液処理も好調でした。(株)信州タケエイは、産業廃棄物処理事業、解体事業とも順調に推移しました。管理型最終処分場を運営する(株)北陸環境サービスは、災害廃棄物等のスポット案件も寄与して増益となりました。

この結果、セグメント売上高は25,008百万円、セグメント利益は5,113百万円となりました。

ロ. 資源リサイクル事業

鉄・非鉄スクラップを仕入れ加工を行うスプレッド事業は、加工リサイクル施設において鉄・非鉄スクラップの複合物について手解体や大型破碎施設を駆使することで、長年にわたり培ってきた分選別技術により搬出品の付加価値化を図っております。また、急騰局面によるスプレッド(利幅)が増加し、これらにより大幅な増収増益につながりました。

廃棄物などの処理及びリサイクルを行う非スプレッド事業は、中間処理施設において分選別された銅やアルミなどの有価物売却益が増加、加えてダスト(残さ物)の減容を行うことで処理コストを低減し、大幅な増収増益に貢献しております。

この結果、セグメント売上高は24,055百万円、セグメント利益は2,787百万円となりました。

ハ. 再生可能エネルギー事業

首都圏で最大規模の都市型木質バイオマス発電所である市原グリーン電力(株)は、設備補修工事を追加で行ったことや2022年3月に発生した地震の影響などから大幅な減益となりました。(株)タケエイグリーンリサイクルの横須賀バイオマス発電所においては、臨時の修繕工事が発生しましたが、安定稼働が定着しつつあります。2021年4月より営業運転を開始した(株)田村バイオマスエナジーは、立ち上げ当初には燃料材の水分調整に伴う一時的な仕入れ費用増加の影響を受けましたが、グループで初めて発電設備の自社運営・保守に取り組み、足元では安定して稼働しております。

なお、電力小売5社は、電力需給が逼迫しやすい冬期に市場価格高騰の影響を受ける事業環境にあります。この冬も仕入価格となる市場価格が一時的に急騰しましたが、(株)タケエイの電力小売部門にて、市原グリーン電力(株)において固形燃料RPF(非FIT)を使って発電した電力を固定価格で仕入れて市場へ売電すること等により、電力小売5社の減益を緩和するよう努めております。

この結果、セグメント売上高は12,416百万円となりましたが、市原グリーン電力(株)等に関するのれん償却額376百万円の影響等により305百万円のセグメント損失となりました。

二. その他

環境装置、特殊車輛等を開発・製造・販売する富士車輛(株)は、前連結会計年度はコロナ禍のため営業活動が制約された影響から脱し、スクラップ関連機器等の受注残高が高位に推移して、増益となりました。今後需要の拡大が見込まれるアンモニア容器や貯槽等にも注力してまいります。

環境保全(株)及び(株)アースアプレイザルは、2021年4月の大気汚染防止法改正により、アスベスト(石綿)飛散防止のため、建築物の解体等工事の前には石綿含有建材の使用の有無を調査することが義務付けられたことから、アスベスト調査・分析の受注が増加して業績が伸長しました。

この結果、セグメント売上高は6,754百万円、セグメント利益は441百万円となりました。

設立に際し、(株)タケエイを取得企業として企業結合を行っているため、当連結会計年度の連結経営成績は、(株)タケエイの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結経営成績を基礎に、リバーホールディングス(株)の2021年10月1日から2022年3月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。なお、当連結会計年度は、当社の設立後最初のものとなるため、前連結会計年度との対比は行っておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資（有形・無形固定資産受入ベースの数値）の総額は4,889百万円でした。

当連結会計年度の主要なものは、廃棄物処理・再資源化事業において、(株)タケエイのリサイクルセンターにおける機械設備の更新に係る投資等の総額1,176百万円、(株)門前クリーンパークの最終処分場開発に係る投資等の総額393百万円、資源リサイクル事業において、リバー(株)東松山事業所における電子廃棄物専用ライン新設に係る投資等の総額253百万円、再生可能エネルギー事業において、花巻バイオチップ(株)の燃料チップ製造設備に係る投資等の総額199百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、2021年9月2日に無担保社債の発行により7,000百万円の資金調達を行っております。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 2019年3月期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 | 第1期 (当連結会計年度) 2022年3月期 |
|--------------------------|----------|----------|----------|------------------------------|
| 売上高（百万円） | — | — | — | 68,234 |
| 経常利益（百万円） | — | — | — | 7,547 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円） | — | — | — | 4,742 |
| 1株当たり当期純利益（円） | — | — | — | 110.79 |
| 総資産額（百万円） | — | — | — | 129,524 |
| 純資産額（百万円） | — | — | — | 64,173 |

(注) 1.記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2.当社は2021年10月1日設立のため、2021年3月期以前の状況については記載しておりません。

3.当社は、2021年10月1日付で(株)タケエイとリバーホールディングス(株)の経営統合にともない、両社の共同持株会社として設立されました。当連結会計年度の連結経営成績は、(株)タケエイの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結経営成績を基礎に、リバーホールディングス(株)の2021年10月1日から2022年3月31日までの連結経営成績を連結したものとなります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|----------------|----------|----------|-------------------------------|
| (株)タケエイ | 8,489百万円 | 100.0% | ・廃棄物処理・再資源化事業 ・再生可能エネルギー事業 |
| リバーホールディングス(株) | 1,715 | 100.0 | ・資源リサイクル事業 |
| リバー(株) | 10 | 100.0 | ・資源リサイクル事業 |
| 市原グリーン電力(株) | 495 | 85.1 | ・再生可能エネルギー事業 |
| 富士車輛(株) | 250 | 100.0 | ・環境エンジニアリング事業 |

③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、2021年10月に策定しました中期経営計画「高度循環型社会・脱炭素社会への挑戦」の達成に向けて以下の3つの成長戦略をグループ一丸となって邁進してまいります。

- ① 高度循環型社会の実現に向けたリサイクル事業の深化
- ② 脱炭素社会の実現に向けたエネルギー事業の推進
- ③ 新たな技術開発、ビジネスモデル構築への挑戦

当社グループは、持続的に成長する経済社会の実現に貢献するためのサステナビリティ経営を実践するために、コンプライアンス意識の徹底と、それに基づく事業活動の推進を最重要な経営課題と認識するとともに、ガバナンス体制を強化し、中長期的な企業価値最大化を図ってまいります。

また、当社グループは、企業理念である「地球の環境保全に貢献する。」を基に、地球規模での深刻な環境破壊や気候変動の影響に対して、高度循環型社会並びに脱炭素社会への貢献を図り、自然との調和、地域の生態系と共生し「総合環境企業」として、リサイクル事業の深化、エネルギー事業を推進いたします。また、そのための技術開発に積極的に挑戦いたします。

当社グループは、中期経営計画において「サステナビリティ経営」を掲げ、「持続可能な開発目標」(SDGs)に代表される各種社会課題の解決に貢献すべく事業を展開してまいります。

今般、こうした取り組みを更に拡張、強化するため、代表取締役社長執行役員を中心としたサステナビリティを推進する組織を設置するなど、当社グループの事業活動を通じて、あらゆるステークホルダーとのバランスの取れた関係を一層深化させ、企業価値を高めることで、高度循環型社会の発展を加速してゆくことを目指してまいります。

また、当社グループは、SDGsの達成に寄与することを目指して2020年5月に設立された(一財)タケエイ SDGs推進財団を継承した(一財)TRE SDGs推進財団として活動を支援してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社39社及び持分法適用関連会社6社により構成されております。

当社は持株会社として、グループ戦略の立案・決定、グループ経営のモニタリング機能を果たすとともに、一部のグループ会社への経営管理業務に関する各種サービスの提供を行っております。また、グループ会社は、取り扱うサービス・製品について密接に連携を図り、グループシナジーを発揮する事業展開を行っております。

当社グループにおける事業内容は、廃棄物処理・再資源化事業、資源リサイクル事業、再生可能エネルギー事業及びその他(環境エンジニアリング事業及び環境コンサルティング事業)に区分されます。

(1) 廃棄物処理・再資源化事業

連結子会社14社・持分法適用関連会社1社の計15社で構成されております。

廃棄物を収集し中間処理工場へ運搬する収集運搬業務、中間処理工場へ搬入された廃棄物を品目ごとに適切に精選別し、異物除去、破碎、圧縮、薬剤処理等を行う中間処理業務、併せて再資源化が可能な廃棄物については、加工、成型、品質調査等を行う再資源化業務、及び中間

処理により発生した残さを自社最終処分場に埋立てる最終処分場運営等を行っております。

(2) 資源リサイクル事業

連結子会社7社・持分法適用関連会社2社の計9社で構成されております。

資源リサイクル事業では、金属リサイクル、自動車リサイクル、産業廃棄物処理、家電リサイクル等を行っております。

① 金属リサイクル

資源リサイクル事業の主力であり、鉄スクラップ及び非鉄スクラップについて、生産工場、建物解体業者、自動車解体業者、地方自治体及び同業他社から仕入れた金属スクラップを品物に応じてせん断、圧縮、破砕、選別し、金属原料として再資源化を行っております。

② 自動車リサイクル

カーディーラーやオートオークションから仕入れた使用済自動車について、処理を引取からパーツの販売や破砕までワンストップで行っております。

③ 産業廃棄物処理

産業廃棄物の中間処理の許可を持つ事業所を運営し、産業廃棄物の中間処理を行っております。

④ 家電リサイクル

家電量販店等で回収された家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)について、リサイクルシステムの管理会社から指定引取場所、再商品化施設及び地域管理会社として処理料・管理料を受け取り、集荷拠点の運営、再商品化及び地域管理事業を行っております。

(3) 再生可能エネルギー事業

連結子会社16社・持分法適用関連会社3社の計19社で構成されております。

主に森林資源を燃料とする木質バイオマス発電所の運営を行うとともに、付帯する業務として、発電用の燃料の製造、発電した電力の販売等を行っております。

(4) その他

① 環境エンジニアリング事業

連結子会社1社で構成されております。

環境装置やプラント、特殊車輛の開発・製造・販売を行っております。

② 環境コンサルティング事業

連結子会社2社で構成されております。

計量証明業務、環境対策工事及び有害廃棄物等の調査・分析業務を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

| | |
|----|---------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
|----|---------|

② 子会社

| 事業区分 | 会社名 | 拠点 |
|-----------------------------|------------------|---|
| 廃棄物処理・再資源化事業 再生可能エネルギー事業 | (株)タケエイ | 本社(東京都港区)、東北支店(宮城県岩沼市)、川崎RC(神奈川県川崎市)、東京RC(東京都大田区)ほか2営業所3事業所 |
| | (株)ギプロ | 本社・事業所(埼玉県八潮市) |
| 廃棄物処理・再資源化事業 | (株)北陸環境サービス | 本社(石川県金沢市)ほか1事業所 |
| | (株)信州タケエイ | 本社(長野県諏訪市)、松本支社(長野県松本市)ほか1事業所 |
| 資源リサイクル事業 | リバーホールディングス(株) | 本社(東京都千代田区)、両国分室(東京都墨田区) |
| | リバー(株) | 本社(東京都墨田区)、船橋事業所(千葉県船橋市)、藤沢事業所(神奈川県藤沢市)、浦和事業所(埼玉県さいたま市)ほか5事業所 |
| | 中田屋(株) | 本社(東京都千代田区)、加須工場(埼玉県加須市)、千葉工場(千葉県千葉市)ほか5工場1部門 |
| 再生可能エネルギー事業 | 市原グリーン電力(株) | 本社・事業所(千葉県市原市) |
| | (株)花巻バイオマスエナジー | 本社・事業所(岩手県花巻市) |
| | (株)津軽バイオマスエナジー | 本社・事業所(青森県平川市) |
| | (株)タケエイグリーンリサイクル | 本社・事業所(神奈川県横須賀市)ほか4事業所 |
| その他 | 富士車輛(株) | 本社(滋賀県守山市)、東京支店(東京都港区)ほか1支店3営業所 |
| | 環境保全(株) | 本社(青森県平川市)、東京支店(東京都港区)ほか1支店1営業所 |

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|--------|-------------|
| 廃棄物処理・再資源化事業 | 899名 | — |
| 資源リサイクル事業 | 696名 | — |
| 再生可能エネルギー事業 | 165名 | — |
| その他 | 293名 | — |
| 全社 (共通) | 50名 | — |
| 合 計 | 2,103名 | — |

(注) 1.当社は、2021年10月1日設立のため、前連結会計年度末との比較は行っていません。

2.使用人数は就業人員です (パート及び嘱託社員を含み、派遣社員は含んでいません。)

3.使用人数は当社及び連結子会社から当社及び連結子会社外への出向者を除き、当社及び連結子会社外から当社及び連結子会社への出向者を含む就業人員数であります。

4.全社 (共通) は、当社の総務部及び経理財務部等の管理部門並びに経営企画部等の企画部門の従業員であります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 50名 | 一名増 (一名増) | 46歳8か月 | 10年6か月 |

(注) 1.当社は、2021年10月1日設立のため、前事業年度末との比較は行っていません。

2.使用人数は就業人員です (パート及び嘱託社員を含み、派遣社員は含んでいません。)

3.使用人数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。

4.平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-------------------|----------|
| (株) 三 菱 U F J 銀 行 | 4,845百万円 |
| (株) み ず ほ 銀 行 | 4,700 |
| (株) り そ な 銀 行 | 4,495 |
| (株) 三 井 住 友 銀 行 | 4,101 |

(注) 各行の借入残高には社債（私募債）の未償還額（(株)三菱UFJ銀行1,185百万円、(株)みずほ銀行1,500百万円、(株)りそな銀行750百万円、(株)三井住友銀行125百万円）を含んでおります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 200,000,000株
- ② 発行済株式の総数 52,610,712株 (自己株式 918,593株を含む)
- ③ 株主数 12,043名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--------------------------|---------|--------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 8,098千株 | 15.67% |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 7,134 | 13.80 |
| ベステラ株式会社 | 2,570 | 4.97 |
| 三本守 | 2,116 | 4.09 |
| GOVERNMENT OF NORWAY | 1,510 | 2.92 |
| TREHD従業員持株会 | 1,191 | 2.30 |
| 鈴木徹 | 1,050 | 2.03 |
| 鈴木孝雄 | 1,000 | 1.93 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口) | 701 | 1.36 |
| KIAFUN D 1 3 6 | 610 | 1.18 |

- (注) 1.持株数は千株未満を切捨て、持株比率は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
 2.当社は自己株式を918千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 一単元の株式数 100株

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|--------------------------|-----------|--|
| 代 表 取 締 役 会 長 執 行 役 員 | 松 岡 直 人 | リバーホールディングス(株)代表取締役社長執行役員 (株)タケエイ取締役 |
| 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 | 阿 部 光 男 | (株)タケエイ代表取締役社長 (株)TEC武隈代表取締役社長 リバーホールディングス(株)取締役 |
| 取 締 役 | 鈴 木 孝 雄 | リバーホールディングス(株)代表取締役会長 ベステラ(株)社外取締役 |
| 取 締 役 | 三 本 守 | (株)タケエイ代表取締役会長 (株)門前クリーンパーク代表取締役社長 (株)グリーンアローズホールディングス代表取締役社長 一般財団法人 タケエイ SDGs 推進財団代表理事 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 石 井 友 二 | 監査法人ブレインワーク代表社員 ホワイトボックス(株)代表取締役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 大 村 扶 美 枝 | 新堂・松村法律事務所代表弁護士 カーリットホールディングス(株)社外取締役 |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 末 松 広 行 | 東京農業大学総合研究所特命教授 次世代産業研究所(株)代表取締役 (株)ネクシィーズグループ社外取締役(監査等委員) SBIホールディングス(株)社外取締役 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石井友二氏、大村扶美枝氏、及び末松広行氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)石井友二氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)大村扶美枝氏は弁護士の資格を有しております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当社は、社外取締役石井友二氏、大村扶美枝氏及び末松広行氏の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）石井友二氏、大村扶美枝氏及び末松広行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

イ. 被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、被保険者は当社及び当社の子会社全ての取締役及び監査役であります。

ロ. 被保険者の実質的な保険等の負担割合

特約部分も含めた全ての保険料は当社が負担しております。

ハ. 補償の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金や争訟費用等が当該保険で補償されます。

ニ. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の意図的な違反行為や重過失に起因する損害賠償請求等を補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

a. 基本方針

取締役の報酬は、固定の基本報酬と各事業年度の業績に応じて定められる業績連動報酬で構成され、社外取締役に対しては、その職務に鑑み、固定の基本報酬のみを支払うこととしております。取締役の報酬の客観性と透明性を確保するため、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を諮問機関として設置し、社外取締役の中から委員長を選定しております。

b. 報酬の体系

(a)基本報酬

基本報酬は、月例の固定報酬として、役員の役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮して、決定することとしております。

(b)業績連動報酬

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度の当社グループ全体の業績に基づき、業績への寄与度、貢献度等も加味して総合的に算定された額を取締役（社外取締役を除く）ごとに決定し、基本報酬と合わせて月例で支給する金銭報酬としております。

c. 報酬の構成比率

基本報酬と業績連動報酬の比率については、概ね70：30を目安として決定することとしております。社外取締役の報酬については、当社の業務執行とは独立した立場であるため、固定報酬のみとしております。

d. 報酬の決定の委任に関する事項

(a)指名・報酬委員会

当社は役員の報酬の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、取締役の個人別の報酬等の決定に関する権限が適切に行使されるようにすること等を目的とし、取締役会からの諮問に対して答申を行う、委員長及び過半数の委員を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置しております。

(b)報酬の決定方法

指名・報酬委員会から答申を受けた取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定においては、代表取締役社長に委任しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び各取締役の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分であります。代表取締役社長は指名・報酬委員会の答申に基づきこれを決定しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる 役員の員数(名) |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-------------------|
| | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (うち、社外取締役) | 45 (-) | 31 (-) | 13 (-) | - (-) | 4 (-) |
| 取締役(監査等委員) (うち、社外取締役) | 9 (9) | 9 (9) | - (-) | - (-) | 3 (3) |
| 合計 (うち、社外役員) | 54 (9) | 40 (9) | 13 (-) | - (-) | 7 (3) |

- (注) 1. 当社の設立日である2021年10月1日から2022年3月31日までの実績であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2021年10月1日制定の当社定款附則第2条において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額は、350百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名(うち、社外取締役は0名)です。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年10月1日制定の当社定款附則第2条において、当社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬等の総額は、50百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち、社外取締役は3名)です。
5. 取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役社長執行役員阿部光男に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会が指名・報酬委員会に諮問し、同委員会が答申した内容に基づきこれを決定しております。

(参考) 当該事業年度に係る連結子会社を含めた当社グループにおける当社取締役の報酬等の額

| 役員区分 | 報酬等の 総額 (百万円) | 会社区分 | 報酬等の種類別の総額(百万円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|---------------------------|---------------------|-------|-----------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (うち、社外取締役) | 140 (-) | 当社 | 31 (-) | 13 (-) | - (-) | 4 (-) |
| | | 連結子会社 | 64 (-) | 25 (-) | 5 (-) | |
| 取締役 (監査等委員) (うち、社外取締役) | 9 (9) | 当社 | 9 (9) | - (-) | - (-) | 3 (3) |
| 合計 (うち、社外役員) | 149 (9) | - | 105 (9) | 38 (-) | 5 (-) | 7 (3) |

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ニ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役監査等委員石井友二氏は、監査法人ブレインワークの代表社員及びホワイトボックス(株)の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役監査等委員大村扶美枝氏は、新堂・松村法律事務所の代表弁護士及びカーリットホールディングス(株)の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・ 社外取締役監査等委員末松広行氏は、東京農業大学総合研究所の特命教授、(株)ネクシーズグループ社外取締役監査等委員及びSBIホールディングス(株)の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。また同氏が代表取締役を務める次世代産業研究所(株)は、当社連結子会社(株)タケエイと経営に関するコンサルティング業務委託契約を締結し取引がございますが、その取引額は僅少であり、当社との利害関係はなく、独立性に影響を与えることはありません。

□. 社外取締役の当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------|-------|--|
| 社外取締役監査等委員 | 石井友二 | 当事業年度開催の取締役会7回中7回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会7回中7回に出席しております。公認会計士として培った知識・経験に基づき、当社経営における課題やリスクを踏まえ、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、取締役会における審議の意思決定が、合理的かつ適正な判断の下で行われるための助言・提言を行っております。 |
| 社外取締役監査等委員 | 大村扶美枝 | 当事業年度開催の取締役会7回中6回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会7回中6回に出席しております。弁護士として豊富な経験・見識に基づき、当社経営における課題やリスクを踏まえ、取締役の職務執行状況の監査を行っております。また、取締役会における審議が合理的かつ適正な判断の下、意思決定が行われるための助言・提言を行っております。 |
| 社外取締役監査等委員 | 末松広行 | 当事業年度開催の取締役会7回中7回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会7回中7回に出席しております。農林水産事務次官等を歴任した豊富な経験と、農林水産業・食品産業全般についての高度な専門知識を有しており、経営戦略全般について能動的かつ積極的に助言・監督を行い、取締役会の実効性向上に貢献しております。 |

(注) 当社の設立日である2021年10月1日から2022年3月31日までの活動状況であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 39百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 168 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。
3. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、子会社における「監査人からの引受事務幹事会社への書簡」作成業務についての対価2百万円を含めております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたしません。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。しかしながら、当社のみならず株主の皆様、当社のお取引先様、従業員、当社の利害関係者において重要な事項であることから企業価値の向上を第一主義として、適宜対応してまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様への利益還元を最重要視すべき経営課題の一つと認識しております。

このような観点から、配当政策につきましては、今後の事業展開及び財務体質の充実に勘案のうえ、安定的な配当を実施していく方針としております。また、配当性向は30%以上とすることを目標としております。

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によってできる旨を定款に定めております。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

内部留保資金の用途につきましては、財務体質強化と将来の事業展開に投資してまいります。

連結貸借対照表

(2022年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|--------------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 38,114 | 流動負債 | 24,431 |
| 現金及び預金 | 24,485 | 買掛金 | 3,467 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 9,270 | 短期借入金 | 6,458 |
| 棚卸資産 | 2,717 | 1年内償還予定の社債 | 596 |
| 未収入金 | 898 | 1年内返済予定の長期借入金 | 5,114 |
| その他 | 758 | 未払金 | 2,436 |
| 貸倒引当金 | △15 | 未払法人税等 | 2,180 |
| 固定資産 | 90,246 | 賞与引当金 | 740 |
| 有形固定資産 | 78,987 | 役員賞与引当金 | 31 |
| 建物及び構築物 | 19,586 | 修繕引当金 | 463 |
| 機械装置及び運搬具 | 15,265 | その他の | 2,943 |
| 最終処分場 | 3,746 | 固定負債 | 40,919 |
| 土地 | 30,768 | 社債 | 10,929 |
| 建設仮勘定 | 8,264 | 長期借入金 | 24,226 |
| その他 | 1,354 | 繰延税金負債 | 2,529 |
| 無形固定資産 | 6,963 | 役員株式給付引当金 | 170 |
| のれん | 6,417 | 修繕引当金 | 125 |
| その他 | 546 | 退職給付に係る負債 | 448 |
| 投資その他の資産 | 4,296 | 資産除去債務 | 1,517 |
| 投資有価証券 | 452 | その他の | 973 |
| 関係会社株式 | 1,243 | 負債合計 | 65,351 |
| 退職給付に係る資産 | 119 | (純資産の部) | |
| 繰延税金資産 | 672 | 株主資本 | 62,661 |
| その他 | 1,947 | 資本金 | 10,000 |
| 貸倒引当金 | △139 | 資本剰余金 | 34,080 |
| 繰延資産 | 1,163 | 利益剰余金 | 20,277 |
| 開業費 | 1,163 | 自己株式 | △1,697 |
| 資産合計 | 129,524 | その他の包括利益累計額 | △66 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 23 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 4 |
| | | 為替換算調整勘定 | △19 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △75 |
| | | 非支配株主持分 | 1,578 |
| | | 純資産合計 | 64,173 |
| | | 負債純資産合計 | 129,524 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------------|--------|
| 売上高 | 68,234 |
| 売上原価 | 52,285 |
| 売上総利益 | 15,948 |
| 販売費及び一般管理費 | 8,288 |
| 営業利益 | 7,659 |
| 営業外収入 | |
| 受取利息 | 1 |
| 受取配当金 | 7 |
| 持分法による投資利益 | 147 |
| 受取賃料 | 146 |
| その他 | 169 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 208 |
| 社債発行費 | 34 |
| 社債償却費 | 36 |
| 開業立費 | 99 |
| 創設立費 | 70 |
| 固定資産賃貸費用 | 31 |
| その他 | 104 |
| 経常利益 | 584 |
| 特別利益 | 7,547 |
| 固定資産売却益 | 106 |
| 機械式立体駐車場関連損失引当金戻入益 | 8 |
| 税金等調整前当期純利益 | 115 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,888 |
| 法人税等調整額 | △128 |
| 当期純利益 | 2,760 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 4,902 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 159 |
| | 4,742 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 2,489 | 流 動 負 債 | 104 |
| 現金及び預金 | 1,986 | 未 払 金 | 31 |
| 立 替 金 | 0 | 未 払 法 人 税 等 | 45 |
| 前 払 費 用 | 29 | 未 払 消 費 税 等 | 24 |
| 未 収 還 付 法 人 税 等 | 473 | 預 り 金 | 3 |
| 固 定 資 産 | 58,919 | 負 債 合 計 | 104 |
| 無 形 固 定 資 産 | 0 | (純 資 産 の 部) | |
| 商 標 権 | 0 | 株 主 資 本 | 61,305 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 58,918 | 資 本 金 | 10,000 |
| 関 係 会 社 株 式 | 58,906 | 資 本 剰 余 金 | 50,340 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 12 | 資 本 準 備 金 | 2,500 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 47,840 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 2,452 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 2,452 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 2,452 |
| | | 自 己 株 式 | △1,488 |
| | | 純 資 産 合 計 | 61,305 |
| 資 産 合 計 | 61,409 | 負 債 純 資 産 合 計 | 61,409 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年10月 1日から)
(2022年 3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-------|
| 売上高 | 2,918 |
| 売上総利益 | 2,918 |
| 販売費及び一般管理費 | 383 |
| 営業利益 | 2,535 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 0 |
| 雑収 | 8 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 0 |
| 上場関連費用 | 10 |
| 創立費 | 70 |
| 経常利益 | 2,462 |
| 税引前当期純利益 | 2,462 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 22 |
| 法人税等調整額 | △12 |
| 当期純利益 | 2,452 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

TREホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 健太郎 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岡野 隆樹 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TREホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TREホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

TREホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 山本 健太郎 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岡野 隆樹 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TREホールディングス株式会社の2021年10月1日から2022年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及

び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年3月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

TREホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 石井友二 ㊞

監査等委員 大村扶美枝 ㊞

監査等委員 末松広行 ㊞

(注) 監査等委員3名は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第1期の期末配当をいたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金25円（普通配当20円、記念配当5円の合計）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,292,302,975円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで^に書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本条の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。本候補者の選定に先立ち、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会での審議を経て、各候補者を決定しております。

| 候補者番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-------|---|---|----------------|
| 1 | まつ おか なお と 松 岡 直 人 (1949年4月20日) 【再任】 | 1972年4月 三菱商事(株) 入社 1999年4月 上野鉄鋼(株) 代表取締役社長 2004年4月 (株)メタルワン建材(現 エムエム建材(株)) 代表取締役社長 2009年4月 (株)メタルワン 代表取締役社長兼CEO 2015年9月 スズトクホールディングス(株)(現 リバーホールディングス(株)) 代表取締役社長 2016年9月 HIDAKA SUZUTOKU (Thailand) CO.,LTD. Director 2018年5月 リバーホールディングス(株) 代表取締役社長 執行役員(現任) 2021年10月 (株)タケエイ 取締役(現任) 2021年10月 当社 代表取締役会長執行役員(現任) 2022年6月 (一財)TRE SDGs推進財団 代表理事(現任) (重要な兼職の状況) リバーホールディングス(株) 代表取締役社長執行役員 (株)タケエイ 取締役 (一財)TRE SDGs推進財団 代表理事 | 10,000株 |

【取締役候補者の選任理由】

松岡直人氏は、三菱商事(株)に入社して以来、鉄鋼分野の第一線で活躍し、各社の代表取締役を務めるなど、経営全般に関する豊富な知識と経験を有しております。2015年9月にスズトクホールディングス(株)(現リバーホールディングス(株))代表取締役社長に就任以降も、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験と知見を活かし、当社の経営に貢献できる人物と判断し、引続き取締役候補者としております。

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|---|--|----------------|
| 2 | あ べ みつ お 阿 部 光 男 (1960年6月29日) 【再任】 | 2016年3月 (株)りそな銀行常務執行役員 退任 2017年3月 りそな決済サービス(株) 代表取締役社長 退任 2017年4月 (株)タケエイ 入社 執行役員経営企画本部副 本部長 2018年1月 同社 執行役員営業本部副本部長兼 関連事業部長 2018年6月 同社 取締役 常務執行役員経営企画本部長 2019年6月 同社 代表取締役社長(現任) (株)T・Vエナジーホールディングス代表取締役 2020年4月 (株)T&Hエコみらい 代表取締役 2021年1月 (株)TEC武隈 代表取締役(現任) 2021年9月 リバーホールディングス(株) 取締役(現任) 2021年10月 当社 代表取締役社長執行役員(現任) (重要な兼職の状況) (株)タケエイ 代表取締役社長 (株)TEC武隈 代表取締役社長 リバーホールディングス(株) 取締役 | 16,716株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 阿部光男氏は、2017年4月に(株)タケエイへ入社以降、経営企画本部副本部長、営業本部副本部長を経て、2018年6月に取締役に就任し、翌年2019年6月に代表取締役社長就任以降も、長年の金融機関での豊富な経験と優れた経営手腕を発揮し、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験と知見を活かし、当社の経営に貢献できる人材であると判断し、引続き取締役候補者としております。 | | | |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|---|--|----------------|
| 3 | オズキタカオ 鈴木孝雄 (1941年9月25日) 【再任】 | 1968年4月 (株)鈴木徳五郎商店(現 リバー(株)) 入社 1973年4月 同社 取締役 1978年7月 同社 常務取締役 1985年4月 同社 代表取締役社長 1996年6月 (一社)日本鉄リサイクル工業会 会長 2002年1月 メタルリサイクル(株) (現 リバー(株)) 取締役会長 2003年12月 中田屋(株) 代表取締役会長 2006年4月 (株)鈴木徳(現 リバー(株)) 代表取締役会長 2007年7月 スズトクホールディングス(株)(現リバーホール ディングス(株))設立 代表取締役社長 2013年9月 同社 代表取締役会長 (現任) 2015年12月 メジャーヴィーナス・ジャパン(株) 代表取締役会長 2021年4月 ベステラ(株) 社外取締役 (現任) 2021年10月 当社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) リバーホールディングス(株) 代表取締役会長 ベステラ(株) 社外取締役 | 1,000,000株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 鈴木孝雄氏は、(株)鈴木徳五郎商店(現 リバー(株))に入社して以来、50年以上にわたって金属リサイクル事業 及び産業廃棄物事業に携わり、金属リサイクル事業等に関する深い知識と経験を有しております。当社主要子 会社の代表取締役を歴任すると共に、2007年7月にスズトクホールディングス(株)(現リバーホールディン グス(株))設立時に代表取締役社長、2013年9月より代表取締役会長を務め、長年その職務・職責を適切に果た してまいりました。こうした経験と知見を活かし、当社の経営に貢献できる人物と判断し、引続き取締役候補 者としております。 | | | |

| 候補者 番号 | ふ り が な 氏 名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|--|--|--|----------------|
| 4 | みつ もと まもる 三本守 (1947年6月10日) 【再任】 | 1977年3月 武栄建設興業(株)(現(株)タケエイ) 取締役 1983年6月 同社 代表取締役社長 2006年8月 (株)門前クリーンパーク 代表取締役(現任) 2007年9月 (株)グリーンアローズホールディングス 代表取締役(現任) 2010年6月 (株)タケエイ 代表取締役会長(現任) 2020年5月 (一財)タケエイSDGs推進財団(現(一財) TRE SDGs推進財団) 代表理事 2021年10月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)タケエイ 代表取締役会長 (株)門前クリーンパーク 代表取締役社長 (株)グリーンアローズホールディングス 代表取締役社長 | 2,116,556株 |
| 【取締役候補者の選任理由】 三本守氏は、(株)タケエイ創業当初から50年以上にわたって産業廃棄物処理業に携わり、環境事業に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。1983年6月から同社代表取締役社長、2010年6月から代表取締役会長を務め、長年その職務・職責を適切に果たしてまいりました。こうした経験と知見を活かし、当社の経営に貢献できる人材であると判断し、引続き取締役候補者としております。 | | | |

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(ご参考) 取締役及び取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

第3号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の取締役及び監査等委員である取締役が有している専門性及び経験は以下のとおりとなります。

| 氏名 | 企業経営・ 経営戦略 | 内部統制・ ガバナンス | 営業・ マーケ ティング | 環境・ サステナ ビリティ | 生産・ 技術 | 財務・ 会計 | 人事・ 労務 | 法務・ コンプラ イアンス |
|--------|---------------|----------------|--------------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| 松岡 直人 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 阿部 光男 | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ |
| 鈴木 孝雄 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 三本 守 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 石井 友二 | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | |
| 大村 扶美枝 | ○ | ○ | | ○ | | | ○ | ○ |
| 末松 広行 | ○ | ○ | | ○ | | | | |

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の効力は、次回定時株主総会開始の時までといたしますが、監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査等委員会での同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|---|---|----------------|
| <p>よこいなおと 横井直人 (1951年4月27日)</p> <p>【新任】</p> | <p>1975年4月 監査法人朝日会計社（現 有限責任 あずさ監査法人） 入社</p> <p>1979年8月 公認会計士登録</p> <p>1990年5月 監査法人朝日新和会計社（現 有限責任 あずさ監査法人） 社員</p> <p>2000年5月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人） 代表社員</p> <p>2013年6月 有限責任 あずさ監査法人 退職</p> <p>2014年6月 (株)タケエイ 社外取締役（現任）</p> <p>2014年6月 ニチバン(株) 社外監査役（現任）</p> <p>2015年3月 (株)ジェイエイシーリクルートメント 社外監査役</p> <p>2022年3月 同社 社外取締役(監査等委員)（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>(株)タケエイ 社外取締役</p> <p>(株)ジェイエイシーリクルートメント 社外取締役(監査等委員)</p> | <p>—</p> |
| <p>【選任理由及び期待される役割】</p> <p>横井直人氏は、公認会計士として事業法人の監査責任者を務め、豊富な専門知識と経験を有しております。また、2014年6月に(株)タケエイ取締役に就任以降、独立した客観的な立場で、経営方針に係る課題について、積極的に意見・助言を行っており、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性向上に貢献いただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> | | |

- (注) 1. 横井直人氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 横井直人氏は、補欠の社外取締役候補であります。
3. 横井直人氏は、ニチバン(株)の社外監査役を、2022年6月28日付で退任予定であります。
4. 横井直人氏は、当社の子会社である(株)タケエイの社外取締役であります。同候補者が当社の監査等委員である取締役に就任される場合は、予め(株)タケエイの社外取締役を辞任する予定であります。
5. 横井直人氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、同候補者が監査等委員である取締役に就任される場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 横井直人氏が監査等委員である取締役に就任される場合、当社は会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額は、当社定款附則第2条において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額3億5,000万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて取締役の報酬額についてお諮りするものであります。

本総会終結後の取締役の報酬額の総額は年額6億円以内といたしたいと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告19から22ページに記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は4名であります。第3号議案が原案どおり承認可決されましても、取締役の員数に変更はありません。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、当社定款附則第2条において、当社設立の日から本総会終結の時まで、年額5,000万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて監査等委員である取締役の報酬額についてお諮りするものであります。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬額につきましては、総額はこれまでと同額とし、年額5,000万円以内といたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告19から22ページに記載のとおりであります。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名であります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員並びに一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員を総称して「対象役員」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、対象役員の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に変更予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案でご承認いただく予定の当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額6億円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる当社の取締役は4名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され（なお、当社は、2016年9月9日に(株)タケエイが設定した信託（以下「承継前信託」といいます。）の委託者の地位の移転を受ける形で本信託を設定すること、かかる委託者の地位の移転を受けるに伴い(株)タケエイに対して一定の精算金を支払うことを予定しております。）、対象役員に対して、当社及び当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として対象役員の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者は、本制度の対象外とします。）及び執行役員並びに一部の当社子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員。

(3) 信託期間

2022年6月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）。

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年3月末日で終了した事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を承継前本信託の委託者の地位の移転を受けることに伴う精算金として(株)タケエイに支払うほか、本信託に拠出いたします。

まず、当社は、2022年6月（予定）に承継前本信託の委託者の地位を株式会社タケエイより譲り受けます。その精算金として一定の金額を同社に対して支払う予定です。また、かかる精算金の支払いに加え、当初対象期間に対応して対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。現時点において、本信託に残存している当社株式数（過去に株式会社タケエイの取締役及び執行役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、当該取締役及び執行役員に対する給付が未了であるものを除きます。）は167,672株でありますところ、本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり174,000ポイントであるため、当社は、当初対象期間中、615,328株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2022年5月26日の終値2,253円を適用した場合、上記の必要資金は、約1,386百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付

が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、当社が委託者の地位の移転を受けた時点において承継前本信託に存する当社株式のほかは、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり174,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は870,000株となります。ただし、当初対象期間につきましては、当初対象期間の初年度が1年未満であること、及び現時点において、本信託に残存している当社株式数が167,672株であることを勘案し、今後、当初対象期間中に本信託が取得する当社株式数の上限は615,328株とします。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は174,000ポイント(うち当社の取締役分として41,400ポイント)を上限とします(1事業年度が1年に満たない場合、月単位で按分するものとします。かかる計算に際して、1か月未満の期間、及び1ポイント未満の端数は何れも切り上げるものとします。)。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

対象役員に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(174,000株)の発行済株式総数(2022年3月31日現在。自己株式控除後)に対する割合は約0.34%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、退任時までには当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（７）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

対象役員が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた対象役員であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

当社の取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役が付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

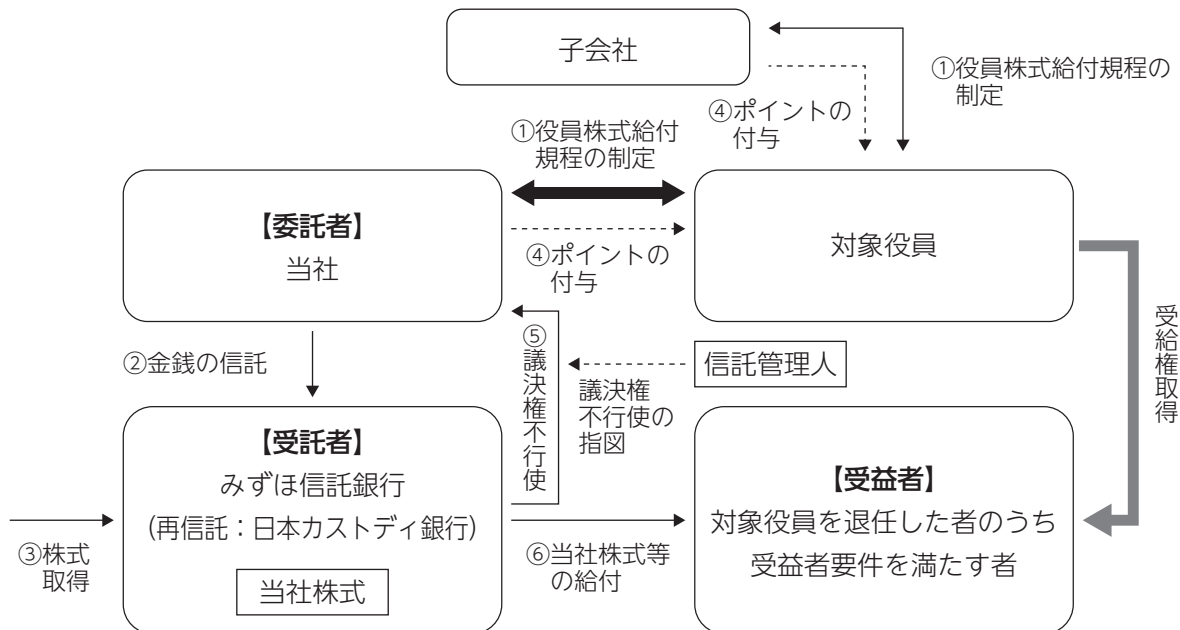
（９）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、当社取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>

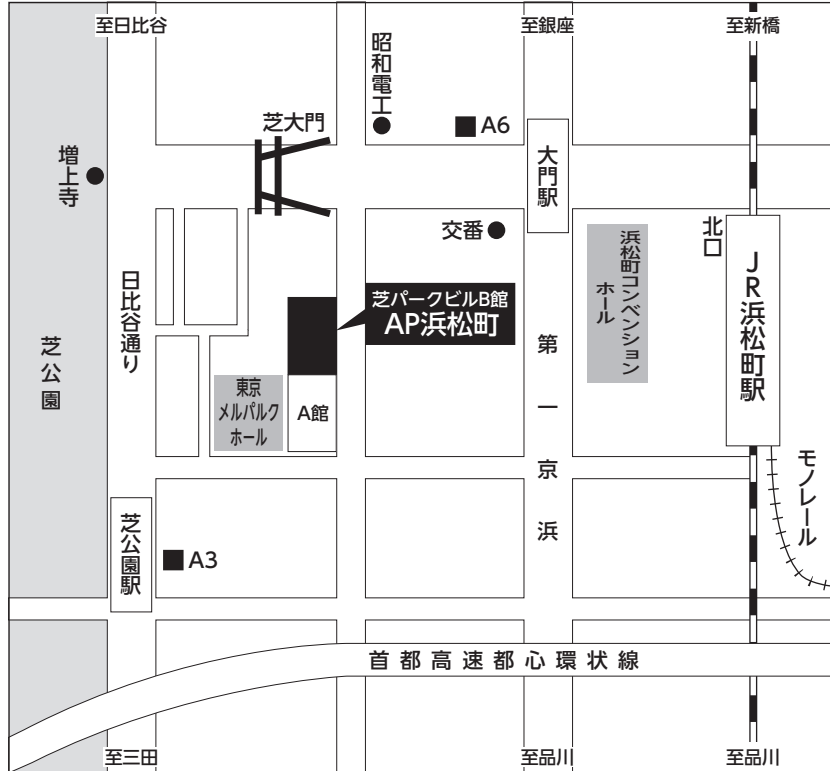


- ① 当社及び当社子会社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で、承継前本信託の委託者の地位の移転を受けて、金銭を信託します。
- ③ 本信託は、当社が委託者の地位の移転を受けた時点において承継前本信託に存する当社株式のほか、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社及び当社子会社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、対象役員が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルB館地下1階
「A P 浜松町」Eルーム
電話 03-5405-6109



〔会場への交通機関〕

都営三田線「芝公園駅」(A3出口) 徒歩3分

都営浅草線・大江戸線「大門駅」(A6出口) 徒歩3分

JR「浜松町駅」(北口) 徒歩7分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください
ますよう、お願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症「COVID-19」に関するお知らせ>

今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況次第では、株主の皆様の安全を第一に考え、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた際には、当社ウェブサイト (<https://tre-hd.co.jp/ir/>) に掲載いたします。株主総会にご出席される株主様は、総会開催時点でのご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。